

ADR 調停人候補者養成研修受講案内 2024 年 10 月 VOD 研修①

研修の概要	<p>2024 年 10 月の ADR 調停人候補者養成研修は VOD による研修を実施します。</p> <p>該当の VOD を視聴後、効果測定（本資料 2 枚目）の問題を解き、下記の Google フォームより解答を送付ください。効果測定において、8 割以上の正答で単位を付与いたします。</p>
実施期間	<p>2024 年 10 月 1 日（火）～10 月 31 日（木）</p> <p>※効果測定の提出は 10 月 31 日（木）23 時 59 分を締め切りとします。</p>
申込方法	<p>事前の申込は不要です。</p> <p>効果測定の提出をもって受講申込とさせていただきます。</p>
受講講座名	<p>日行連 中央研修所 研修サイト より</p> <p><外国人関連>今後の入管に関わる行政書士のあり方について</p>
講座の視聴方法	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト (https://gyosei.informationstar.jp/) にログインし、左部のメニューのより「講座一覧」→「日本行政書士会連合会主催講座」→「業務研修」→「外国人関連」→「<外国人関連>今後の入管に関わる行政書士のあり方について」を選択し、資料をダウンロードのうえ視聴ください。</p>
取得単位	<p>外国人関係 4 時間</p> <p>※効果測定を実施期間内に提出し、8 割以上正答した受講者に付与します。</p>
効果測定の提出	<p>本資料 2 枚目の効果測定を解き、下記の URL 又は QR コードより Google フォームにアクセスし、必要事項と解答を記入のうえ、送信ください。</p> <p>【Google フォーム URL】</p> <p>https://forms.gle/8uSQMdeigxnu89fK6</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>正答は Google フォーム送信後、記載のメールアドレスに自動送信される メール中の「スコアを表示」よりご確認ください。また、単位付与の連絡 について、個別に通知いたしませんのでご容赦願います。</p> <p>※原則は上記 Google フォームにて解答をお願いしていますが、どうしても Google フォームで解答できない方に限り、メールで提出することを可とします。下記メールアドレスに必要事項（①氏名、②メールアドレス、③登録番号（8 桁）、④会員番号（4 桁））を記載の上、本紙を PDF 等で添付して送付ください。宛先：koukasokutei@adr-gyouseisyoshi.org 尚、質問等もこちらのメールアドレスへご連絡ください（本会事務局への問い合わせはお控えください）。</p>

効果測定問題

2024年10月実施 日行連 VOD

<外国人関連> 今後の入管に関わる行政書士のあり方について

以下の各問題について、内容が正しいものについては○を、誤っているものには×と解答してください。解答は、Google フォームにて提出してください。なお、VODの内容、講義テキスト（レジュメ）や条文等の参照可です。

1. 令和5年度の入管法等改正の概要として①保護すべきものを確実に保護する②送還忌避問題の解決③収容をめぐる諸問題の解決の3本柱がある。
2. 難民認定手続きにおける質の向上のため、①規範的要素の明確化②難民調査官等の技術向上③海外情報の3本柱を実現するような改正が行われた。
3. 日本の外国人政策は受入れ政策と多文化共生政策が別々に考えられていたが、2018年から両方を考えていく必要があると認識されていった。
4. 2021年の外国人との共生社会の実現のための有識者会議「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」において、3つのビジョンと4つの重点事項を提言した。
5. 目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョンとは、①安心安全な社会②多様性に富んだ活力ある社会③個人の尊厳と人権を尊重した社会であり、SDGsの理念を踏まえたものである
6. 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点項目）を実現するため、2022年に10か年計画のロードマップが策定された。
7. 2019年入管庁発足と同時に在留管理支援部在留支援課が創設された。
8. 国際的にも理解が得られ、我が国が外国人に選ばれる国になるよう①外国人の人権保護②外国人のキャリアアップ③安全安心・共生社会の3つに重点を置いて技能実習制度及び特定技能制度の在り方の見直しを行うことになった。
9. 2006年の多文化共生推進プランの中で、多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。
10. 「生活者」として滞在する外国人が増える中で、入管手続き以外にも行政書士が担うべき役割は大きい。